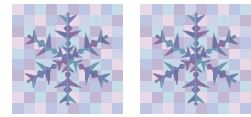


## 冬の松本\*事前チェック!



こんにちは、松本市役所維持課です。私たちは皆さんの財産である市道の維持管理などを行っています。冬の道路を安全に通行するためには、市民の皆さんのご協力が必要です。本格的な冬の前に、身の回りのチェック☑をしましょう。

### 車の装備は？

- スタッドレスタイヤ
  - ・タイヤの溝も確認しましょう。
- ウィンドウォッシャー液
  - ・寒さで凍ってしまうことも。
  - ・寒冷地用のウォッシャー液を。
- バッテリー
  - ・寒さで負荷がかかり、バッテリーが上がることも。
  - ・事前に点検をしましょう。



タイヤ交換は、雪が降る前に済ませましょう。

冬の備えをお早めに。

### 車に常備したいもの

- 雪かきスコップ
  - ・車の周りの雪かきやスタック時に活躍します。
  - ・軽いアルミ製のスコップがおすすすめです。
- 作業用手袋（ゴム手袋）
  - ・寒い外での作業には欠かせません。



・フロントガラスの霜を融かす解氷スプレーもあれば便利です。

### 冬の道を歩くときは

- 歩幅を狭くし、滑りにくい靴を。
- 建物から落ちる雪や氷柱（つらら）に注意。
- 昼間でも凍結する日陰・坂道に注意。
- 雪で埋もれている側溝に気を付ける。
- 夜は車に気付いてもらえる服装を。

#### ●問い合わせ

松本市役所 維持課・維持担当

TEL 34-3244 FAX 33-2939



裏面へ

## 道路施設を破損したらご連絡を！

事故でガードレールを曲げてしまった、左折の際に車止めポールを倒してしまったなど、市の道路施設を破損してしまった場合は、維持課まで連絡をお願いします。

事故で道路施設を破損した場合は、道路法第二十二条※に基づき、運転者へ復旧をお願いしています。



※第二十二条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 (略)



ガードレールやカーブミラーなどは私たちの大切な財産です。心にゆとりと余裕を持ち、安全運転を心がけましょう。



### ● 問い合わせ

松本市役所 維持課・管理担当

TEL 34-3019

FAX 33-2939

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本